

年四月七日、上記の通報、届出の事実を把握し、被告農林課長らとともに、同日、原告乙山及び丙川から事情を聴き取ったところ、近隣住民の言い分と原告乙山及び丙川の言い分とが異なっていたことから、被告訴の担当者は、真相は分からぬが、少なくともA部会と近隣住民との間のコミュニケーション不足があると考え、被告農林課長は、原告乙山及び丙川を通じて、A部会に対し、厳重注意をするとともに、再度

よつて、A部会会長である原告乙山に對し、被告の指示があるまでの間、有害鳥獣驅除の自肅をお願いする旨、通知した。

被告町長は、同月四日付けの「六月二五日丁原梅太夫氏が從事した鹿驅除に係る件について」と題する書面によつて、A部会会長である原告乙山に対し、上記の鹿の放棄に関するA部会としての対応について質問した。

イ　原告らは、平成二〇年四月頃、有害鳥獣駆除等の従事の際に、近隣住民との間でトラブルを起こし、同月二十五日、説明会を実施して、A部会として、地域の住民に対して反省の意を表明したにもかかわらず、同年六月にはヒグマを放置し（上記ア）、同月二十五日には、A部会会員が黒い袋を放置するという事件を起こしている。そして、原告ら訴訟代理人らは、上記の

損する新聞記事が報道され、これにより第三者の社会的評価が低下した場合、当該第三者が、その情報提供行為について、情報提供者に対し、不法行為責任を問うるためには、情報提供者の情報提供と第三者の社会的評価の低下との間に相当因果関係が必要である。

もつとも、一般に、新聞記事は、新聞社の取材と編集の過程を経て作成されるものであるから、情報提供者が是共して情報又

件が起これば、当事者には被告の有害鳥獣駆除等に従事することを辞めてもらう旨伝えた。

として、同年七月一二日付けの書面によつて、被告町長に対し、A部会として、トムラウシ町内会に謝罪し、丁原に対して謹慎（狩猟禁止）六か月の処分を科すことを決

鹿の放置について、A部会として、謝罪し、鹿を放置したA部会会員に対して謹慎の処分を科すことを決定し、A部会会員に対して指導を徹底する旨、回答している。

は発言内容等が、そのままの形で記事内容となるということはできず、情報提供者としてもそのような事態を予見していないのが通常である。

月二五日、被告町役場において、近隣住民代表及び被告の担当者に対し説明会を開き、そこで、原告甲野は、原告乙山がA部会会長として同日付けで作成した、「地域の住民に迷惑をあたえた事に対しまして遅く反省をいたしております」「A獵友部会は、農家の目線にそつて活動」していくべきなどと記載してある書面を読み上げた。
(イ) 丁原は、平成二〇年六月二五日、トムラウシ地区で、捕獲した鹿を河川敷に放置し、警察から事情聴取された。その際、原告乙山は、警察の依頼により、丁原の身元引受けとなつた。

定し、A部会員に対して指導を徹底する旨、回答した。

被告町長は、同日付けの書面によつて、丁原に対し、今後被告が被許可者として行うすべての有害鳥獣駆除等について従事者としない旨、通知した。

そして、丙山は、原告らによる、近隣住民とのトラブル（上記⑦）、説明会と謝罪会（上記①）、ヒグマの放置（上記③ア付）に引き続き、A部会員による鹿の放置事件が発生したことから、A部会には被告の実施する有害鳥獣駆除等業務の指示等を実施してもらえないと判断し、これに基づき

このような事情に照らすと、被告の担当者が、A部会は団体として会員に対しても監督すべき立場にあるにもかかわらず、A部会員による上記のトラブル等が発生していることからすれば、A部会には上記指導監督が十分にできないと判断し、A部会の役員である原告らにも一定の責任があるといふべきであつて、被告町長が、原告らに対して、従事者証の返納を命じた行為(行為二)は、被許可者としての裁量を逸脱した行為とは認められない。

したがって、被取材者の情報提供を原因として第三者の名誉を毀損する新聞記事が報道され、これにより第三者の社会的評価が低下したとしても、原則として、情報提供者の情報提供と第三者の社会的評価の低下との間に、相当因果関係を認めることはできず、情報提供者が、第三者の社会的評価を低下させる情報をそのままの形で記事内容とすることを、新聞社と予め意思を通じた上、取材を受けたなどの特段の事情が認められる場合にのみ、上記相当因果関係を認めることができるというべきである。

これを本件についてみると、上記特段の

判例時報 211
丙山その他被告の担当者は、同月二七日、丁原から事情を聞き取り、同月三〇日、原告乙山及び丙川から事情を聞き取つた。

き、被告町長は、A部会の役員である原生ら及び丙川に対しても、今後被告が被許可者として行う有害鳥獣駆除等について従事者として依頼できないとして、ヒグマ以外の鳥獣の従事者証の返納を求めた（行為

(5) 行為三について
情報提供者が、故意又は過失により、新聞社に第三者の社会的評価を低下させる情報を提供し、その結果、第三者の名誉を毀損する。

事情の存在について、これを認めるに足りる証拠はない。

したがつて、仮に本件各記事が原告らの名譽を毀損するものであるとしても、被告町長その他被告の公務員の報酬幾箇回迄付す

報 時 判 例 号

る情報提供行為（行為三）と、原告らの社会的評価の低下との間に、相当因果関係があるということはできない。

（6）行為四について

△証拠略△によれば、平成二年二月一

○
知的財産権

(以下「CARTELO図形」と云ふ。) と、左側を向いて顎を開き、上方に振り上げた尾を同じく左側に伸ばしたワニを描いた図形を、ワニの図形の胴ないし尾の部分が右矩形に重なるように

るおそれ」の有無は、当該商標と他人の表示との類似性の程度、他人の表示の周知著名性及び独創性の程度や、当該商標の指定商品等と他人の業務に係る商品等との間の関連性の程度、取引

九日、被告町役場において、第三回新得町
有害鳥獣被害対策會議が開催され、A部会
からは原告町野が参加したこと、上記會議
の中で、被告のA部会に対する平成二一年
度の有害鳥獣駆除等業務の委託についても
話し合われたこと、上記會議を受けて本件質
問がされたことが認められる。

しかし、本件質問は、被告とA部会との
平成二一年度の有害鳥獣駆除等業務委託契約
約の締結のための交渉過程で、本件契約書
案の内容を明確にするためにされたものに
すぎず、被告町長に、本件質問に回答すべ
き信義則上の義務が発生する余地はない。
したがって、仮に、被告町長が本件質問
に対しても具体的に回答しなかつたとして
も、違法行為とはならない。

商標法四条一項一五号に關し、本件商標と引用商標は類似しないこと、引用商標は本件商標の出願時及び登録審決時ににおいて相当程度に多数の需要者・取引者に知られていたといえるが著名性が高いとはいえないなかつたことなどの事情を考慮し、本件商標は、同号所定の商標には該当しないと判断し、同号により本件商標を無効とした審決が取り消された事例

描いた構成からなるものであつた。Yは、平成二年一月十五日、Xを被請求人とし、商標法（以下、同じ。）四条一項七号、二一号、一五号及び一九号、四六条一項一号に基づき、本件商標の登録を無効とすることを求めて無効審判（無効二〇〇九一八九〇〇〇四号）を請求した。特許庁は、平成二一年九月一七日、本件商標の登録を無効とする審決をした。審決は、別紙三ないし七記載の引用商標が高い周知著名性を有していること、本件商標はワニの図形 자체が看者の注意をひくこと、本件商標のワニの図形と引用商標のワニの図形が類似すること、本件商標の指定商品と引用商標が使用されている商品とは密接な関連性を有し、取引

者及び需要者の共通性その他取引の実情などに照らし、右指定商品等の取引者及び需要者において普通に扱われる注意力を基準として、総合的に判断すべきであるとの最三判平12・7・11民集五四・六・一八四八、本誌一七二一・一四一（レールデュタン事件）が示した基準を採用した。その上で、本件商標と引用商標とは、その外観において著しく異なり、称呼、観念において類似しないこと、引用商標は、本件商標の出願時及び登録審決（拒絶査定不服審判の審決）時において、相当程度に多数の需要者・取引者に知られていたといえるが、必ずしも著名性が高いとまではいえないことから、前記の基準に照らして、四条一項一五号に該

以上によれば、その余の点につき判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がないのでこれらを棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法六条、六五条に従い、主文とのおり判決する。

Xは、第一五類に属する洋服、履物等を指定商品とする登録第四九五九八五九号苗票（本牛苗票）の苗票准者で

者、需要者も共通すること、その主たる需要者が一般消費者であり、注意深いとは限らないことなどを総合し、本件商標は、四条一項一五号に該当するとの判断した。

当しないと判断した。
四条一項一五号については、本判決
が示すように、前掲・最三判平12・
7・11によつて判断基準が示されてい
たものであり、本件は、その具体的な
適用事例といえる。四条一項一五号該
当性を判断するに当たり、本件におい

別紙△略

五号規格(二千四百)の高級紙
あつた。本件商標は、別紙一のとおり、緑色、青色及び赤色で縦割りに彩色した横長矩形中に「CARTELO」

があるとして、審決を取り消した。本判決は、四条一項一五号の解釈について、同号の商標は、いわゆる広義の混

ては、本件商標と引用商標の類似性と、引用商標の周知著名性に重点が置かれた。

する需要者・取引者は、本件商標のうちワニの图形に着目し、著名な引用商標及び「クロコダイル印のワニ」を想起し、あたかも被告又はその関連会社の業務に係る商品又はそのシリーズ商品と誤認するなどして、その商品の出所について混同を生ずるおそれがある。

四 フリーライドに対し

本件商標は引用商標の著名性、顧客吸引力等にただ乗りするものであるとした審決の判断に誤りはない。その理由は、以下のとおりである。

四条一項一五号は、周知表示又は著名表示へのただ乗り（いわゆるフリーライド）及び当該表示の希釈化（いわゆるダイリューション）を防止し、商標の自他識別機能を保護することによって、商標を使用する者の業務上の信用の維持を図り、需要者の利益を保護することを目的とするものであるから、審決が、同号該当性の判断に当たり、原告による引用商標の著名性及び顧客吸引力へのただ乗りの意図を考慮したことには誤りはない。

そして、本件商標は、出所の混同を生ずるおそれがあり、かつ不正の目的をもつて使用するものであるから、審決が四条一項一五号を適用した点に誤りはない。

原告は、本件商標は、中国でのラコストとの紛争に備えるために我が国で出願、登録したものであり、日本市場への進出を目的としたものではなく、不正の目的をもつて使用するものではないと主張する。しかし、原告は、被告とラコストによる登録異議申立てに対する登録決定がされた後間もない平成二〇年三月二七日、被告に対し、「CARTELO」图形とワニの图形との組合せであつて、その商品の出所について混同を生ずるおそれがある。（広義の混同）商標を含めながらCARTELO图形よりもワニの图形の方が目立つ様の商標を使用している。これら的事実に照らすと、本件商標は、被告が有する引用商標の著名性、顧客吸引力にフリーライドする意図で使用するものといえ。

2112号 判例時報

四条一項一五号該当性に対するものである。これより、本件商標が四条一項一五号に該当性するとした審決の判断に誤りはない。

第五 当裁判所の判断

当裁判所は、本件商標が四条一項一五号に該当するとの審決の判断には誤りがあると判断する。その理由は、以下のとおりである。

一 四条一項一五号該当性について

四条一項一五号にいう「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」は、当該商標をその指定商品等に使用したときに、当該商品等が他人の業務に係る商品等であると誤認させるおそれがある（狭義の混同）商標、及び当該商品等が他人との間にいわゆる親子会社や系列会社等の緊密な商業上の関係又は同一の表示

による商品化グループに属する関係にある営業主の業務に係る商品等であると誤認されるおそれがある。（広義の混同）商標を含めながらCARTELO图形とワニの图形の部分は、CARTELO图形の青色部分の程度や、当該商標の指定商品等と他人の業務に係る商品等との間の関連性の程度、需要者及び取引者の共通性その他取引の実情などに照らし、右指定商品等の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準として、総合的に判断すべきである（最高裁判所平成二二年七月二一日第三小法廷判決高裁平成二二年七月二一日第三小法廷判決民集五四巻六号一八四八頁参照）。

以下、上記観点から判断する。

二 本件商標と引用商標の類似性について

（1） 本件商標の外観、称呼及び観念

ア 外観

本件商標は、別紙一のとおり、「CARTELO」の文字部分から、「カーテロ」と

二图形が描かれて、「ワニ」から、「ワニ」の称呼を生じる。また、ワニ

の称呼を、CARTELO图形とワニ图形の組み合わせである」とから、「カーテロワニ」又は「カルテロワニ」の称呼を生じる

ことがあると認められる。

イ 引用商標一

本件商標は、別紙一のとおり、「CARTELO」の文字部分から、「カーテロ」と

二图形が描かれて、「ワニ」から、「ワニ」の称呼を生じる。また、ワニ

の称呼を、CARTELO图形とワニ图形の組み合わせである」とから、「カーテロワニ」又は「カルテロワニ」の称呼を生じる

ことがあると認められる。

ウ 観念

本件商標は、CARTELO图形の「CAR-

TELO」の文字部分から、「カーテロ」又

は「カルテロ」の称呼を生じる。また、ワニ

の称呼を、CARTELO图形とワニ图形の

組み合わせである」とから、「カーテロワニ」又は「カルテロワニ」の称呼を生じる

ことがあると認められる。

エ 引用商標四

本件商標は、別紙一のとおり、「CARTE-

LO」の文字部分から、「カーテロ」と

二图形が描かれて、「ワニ」から、「ワニ」の称呼を生じる。また、ワニ

の称呼を、CARTELO图形とワニ图形の

組み合わせである」とから、「カーテロワニ」又は「カルテロワニ」の称呼を生じる

ことがあると認められる。

オ 引用商標五

本件商標は、別紙一のとおり、「CARTE-

LO」の文字部分から、「カーテロ」と

二图形が描かれて、「ワニ」から、「ワニ」の称呼を生じる。また、ワニ

の称呼を、CARTELO图形とワニ图形の

組み合わせである」とから、「カーテロワニ」又は「カルテロワニ」の称呼を生じる

ことがあると認められる。

カ 引用商標六

本件商標は、別紙一のとおり、「CARTE-

LO」の文字部分から、「カーテロ」と

二图形が描かれて、「ワニ」から、「ワニ」の称呼を生じる。また、ワニ

の称呼を、CARTELO图形とワニ图形の

組み合わせである」とから、「カーテロワニ」又は「カルテロワニ」の称呼を生じる

ことがあると認められる。

ハ 引用商標七

本件商標は、別紙一のとおり、「CARTE-

LO」の文字部分から、「カーテロ」と

二图形が描かれて、「ワニ」から、「ワニ」の称呼を生じる。また、ワニ

の称呼を、CARTELO图形とワニ图形の

組み合わせである」とから、「カーテロワニ」又は「カルテロワニ」の称呼を生じる

ことがあると認められる。

イ 引用商標八

本件商標は、別紙一のとおり、「CARTE-

LO」の文字部分から、「カーテロ」と

二图形が描かれて、「ワニ」から、「ワニ」の称呼を生じる。また、ワニ

の称呼を、CARTELO图形とワニ图形の

組み合わせである」とから、「カーテロワニ」又は「カルテロワニ」の称呼を生じる

ことがあると認められる。

カ 引用商標九

本件商標は、別紙一のとおり、「CARTE-

LO」の文字部分から、「カーテロ」と

二图形が描かれて、「ワニ」から、「ワニ」の称呼を生じる。また、ワニ

の称呼を、CARTELO图形とワニ图形の

組み合わせである」とから、「カーテロワニ」又は「カルテロワニ」の称呼を生じる

ことがあると認められる。

カ 引用商標十

本件商標は、別紙一のとおり、「CARTE-

LO」の文字部分から、「カーテロ」と

二图形が描かれて、「ワニ」から、「ワニ」の称呼を生じる。また、ワニ

の称呼を、CARTELO图形とワニ图形の

組み合わせである」とから、「カーテロワニ」又は「カルテロワニ」の称呼を生じる

ことがあると認められる。

カ 引用商標十一

本件商標は、別紙一のとおり、「CARTE-

LO」の文字部分から、「カーテロ」と

二图形が描かれて、「ワニ」から、「ワニ」の称呼を生じる。また、ワニ

の称呼を、CARTELO图形とワニ图形の

組み合わせである」とから、「カーテロワニ」又は「カルテロワニ」の称呼を生じる

ことがあると認められる。

カ 引用商標十二

本件商標は、別紙一のとおり、「CARTE-

LO」の文字部分から、「カーテロ」と

二图形が描かれて、「ワニ」から、「ワニ」の称呼を生じる。また、ワニ

の称呼を、CARTELO图形とワニ图形の

組み合わせである」とから、「カーテロワニ」又は「カルテロワニ」の称呼を生じる

ことがあると認められる。

カ 引用商標十三

本件商標は、別紙一のとおり、「CARTE-

LO」の文字部分から、「カーテロ」と

二图形が描かれて、「ワニ」から、「ワニ」の称呼を生じる。また、ワニ

の称呼を、CARTELO图形とワニ图形の

組み合わせである」とから、「カーテロワニ」又は「カルテロワニ」の称呼を生じる

ことがあると認められる。

カ 引用商標十四

本件商標は、別紙一のとおり、「CARTE-

LO」の文字部分から、「カーテロ」と

二图形が描かれて、「ワニ」から、「ワニ」の称呼を生じる。また、ワニ

の称呼を、CARTELO图形とワニ图形の

組み合わせである」とから、「カーテロワニ」又は「カルテロワニ」の称呼を生じる

ことがあると認められる。

カ 引用商標十五

本件商標は、別紙一のとおり、「CARTE-

LO」の文字部分から、「カーテロ」と

二图形が描かれて、「ワニ」から、「ワニ」の称呼を生じる。また、ワニ

の称呼を、CARTELO图形とワニ图形の

組み合わせである」とから、「カーテロワニ」又は「カルテロワニ」の称呼を生じる

ことがあると認められる。

カ 引用商標十六

本件商標は、別紙一のとおり、「CARTE-

LO」の文字部分から、「カーテロ」と

二图形が描かれて、「ワニ」から、「ワニ」の称呼を生じる。また、ワニ

の称呼を、CARTELO图形とワニ图形の

組み合わせである」とから、「カーテロワニ」又は「カルテロワニ」の称呼を生じる

ことがあると認められる。

カ 引用商標十七

本件商標は、別紙一のとおり、「CARTE-

LO」の文字部分から、「カーテロ」と

二图形が描かれて、「ワニ」から、「ワニ」の称呼を生じる。また、ワニ

の称呼を、CARTELO图形とワニ图形の

組み合わせである」とから、「カーテロワニ」又は「カルテロワニ」の称呼を生じる

ことがあると認められる。

カ 引用商標十八

本件商標は、別紙一のとおり、「CARTE-

LO」の文字部分から、「カーテロ」と

二图形が描かれて、「ワニ」から、「ワニ」の称呼を生じる。また、ワニ

の称呼を、CARTELO图形とワニ图形の

組み合わせである」とから、「カーテロワニ」又は「カルテロワニ」の称呼を生じる

ことがあると認められる。

カ 引用商標十九

本件商標は、別紙一のとおり、「CARTE-

LO」の文字部分から、「カーテロ」と

二图形が描かれて、「ワニ」から、「ワニ」の称呼を生じる。また、ワニ

の称呼を、CARTELO图形とワニ图形の

組み合わせである」とから、「カーテロワニ」又は「カルテロワニ」の称呼を生じる

ことがあると認められる。

カ 引用商標二十

本件商標は、別紙一のとおり、「CARTE-

LO」の文字部分から、「カーテロ」と

二图形が描かれて、「ワニ」から、「ワニ」の称呼を生じる。また、ワニ

の称呼を、CARTELO图形とワニ图形の

組み合わせである」とから、「カーテロワニ」又は「カルテロワニ」の称呼を生じる

ことがあると認められる。

カ 引用商標二十一

本件商標は、別紙一のとおり、「CARTE-

LO」の文字部分から、「カーテロ」と

二图形が描かれて、「ワニ」から、「ワニ」の称呼を生じる。また、ワニ

の称呼を、CARTELO图形とワニ图形の

組み合わせである」とから、「カーテロワニ」又は「カルテロワニ」の称呼を生じる

<p

あると、広く認識されていたものと認められる。

（行）所、平成二年（二〇〇九年）七月八日発
（よれば）、平成一八年（二〇〇六年）

における「ファッショニ・アクセサリー」業種における広告費は、一二三三億円であることが認められる。引用商標を付した被

会の商品の平均の全期間宣伝広告費及び販売促進費である八〇〇〇万円（前記(2)イ）が上記の金額に占める割合は、○・〇六%（八〇〇〇万円／一二三二億円＝○・〇〇六六）である。

業種には、商品の種類・価格、需要者層が様々な業種が含まれており、広告の態様も様々であると推認されるから、その業種全体の広告費に占める割合が高くないとしても、そのことから直ちに、引用商標が需要者・取引者に知られていないかつたとはいえない。

例 時 報 2112号

服・洋品」一子供・ベビー服・洋品の合計で一〇兆七三三九億円であり、「アパレル産業白書二〇〇五」(株式会社矢野経済研究所、平成一七年(二〇〇五年)一〇月三一日発行)三頁によれば、アパレル関連企業二三七社の売上高の合計は平成一三年(二〇〇一年)に約四兆二六九億円であ

が、その後、被告は、平成四年(1992年)二月二日、アクリシミリの書簡により、原告の上記要請を拒絶した。原告と被告とは、本件商標出願後の平成

一六年(1900四年)三月二日協議をしたが、その際、原告は、本件商標の出願が

日本市場への進出を目的としたものでない旨述べ、再度、本件商標に対する異議申立てをしないたる要請をなすが、被告は原告の

被告は原告の要請したかをしないよう要請したが、要請を拒絶した。被告は原告に対し、平成一六年三月一八日、ファクシミリ書簡によ

り、再度、異議申立てを控える」とはでき
ないという被告取締役会の検討結果を伝え
る。

原告は、平成一五年一二月二五日付け拒絶査定を受け、平成一六年四月五日、拒絶

査定不服審判を請求し（不服二〇〇四一六八一二号）、平成一八年五月一〇日、登録

審決を受け、本件商標は同年六月九日設定登録された。被告は、平成一八年八月八日、登録異議を申し立て（異議二〇〇六

一九〇三九三号)、フランス法人ラコストも、同月一〇日、登録異議を申し立てた。

なお、平成一八年九月八日、被告は、再度登録異議を申し立て、当初の登録異議申立てを取り下げた。上記登録異議申立てにつ

いては、平成一九年一二月二〇日、登録維持の決定がされた。

原告は、平成二〇年（二〇〇八年）三月二七日、被告に対し、本件商標に関する事業を日本で協力して実施する可能性の有無を打診し、被告がこれに応じない場合には他社と手を組むことをほのめかすファクシミリの書簡を送付した。

(ウ) 原告の中国における商標の使用
なお、原告は、中国において、引用商標と類似するとの解する余地のある商標を使用している。
すなわち、原告の中国語のホームページ上に、原告の上海の店舗の写真、被告が中国国内の原告の直営店で入手した衣類の包装箱には、本件商標と同様にCARTELO 図形とワニ図形からなり、ワニ図形のワニの胴体後部ないし尾の部分が、CARTELO 図形の青色部分の下半分に重なるように描かれているものの、本件商標と異なり、ワニ図形が白色に塗られており、ワニ図形の全体を極めて容易に認識することができ、CARTELO 図形とワニ図形の重なり部分において、白ぐるみで塗られたワニ図形により、CARTELO 図形の文字及び色彩が隠れるよう構成された商標（以下「中国商標」という）が付されており、原告は、中国においては、中国商標を使用しているものと認められる。
しかし、本件商標は、前記のとおり、CARTELO 図形とワニ図形の重なり部分において、CARTELO 図形の文字及び色彩がワニ図形によって隠れないよう、ワニ図形が輪郭のみで透けるように描かれているから、ワニ図形は、その全体を極めて容易に認識し得るとはいひ難く、見る者に注意を強くひく部分は、CARTELO 図形であり、本件商標と引用商標とが類似したこととは、前記認定のとおりである。

引用商標を付した被告の商品の売上（前記(3)イ）が、上記の金額に占める割合を検討すると、仮に、出願後の年間の被告の商品の売上が、七〇億円であったとするならば、「衣料品総小売市場」に対する割合は〇・〇六%（七〇億円／一〇兆七三三九億円＝〇・〇〇〇六）となり、「アパレル関連企業二二七社の売上高」に対する割合は〇・一六%（七〇億円／四兆二六九一億円＝〇・〇〇一六）となる。

上記売上比率は、必ずしも高いものではないが、衣料品は、紳士服・婦人服・子供服などの類型ごとに需要者が異なり、更に、それぞれの類型の中でも、フォーマル・カジュアル・注文生産品・既製品、低価格品・高価格品、低年齢層・高年齢層など様々な種類の商品が存在し、使用される商標も、商品の各種類ごとに多数存在することに照らすと、上記売上比率から、引用商標が需要者・取引者に知られていたか否かを推認することはできない。

引用商標は、社団法人日本国際知的財産保護協会（A I P P I）の日本有名商標集に掲載されている一方で、ファッショントレンドに関する書籍には、掲載されていないことが認められるが、これらの媒体において掲載基準がどのようなものであるかが明らかでない点を考慮するならば、これらの方の掲載の有無から、引用商標が需要者・取引者に知られていたか否かを推認することはできない。

三月二日の被告との会談で、本件商標の山願が日本市場への進出を目的としたものではない旨の回答を行い、本件商標に対する申請申立てをしないよう要請したにもかからず、本件商標の設定登録後の平成二〇年三月二七日、被告に対し、本件商標に関する事業を協力して実施する可能性の有無を打診し、被告がこれに応じない場合には他社と手を組むことをほのめかす旨のファクシミリの書簡を送付している。

しかし、平成二〇年三月二七日の時点においては、本件商標は、登録審決され、被告及びラコストが申し立てた登録審議申立てに対しても登録維持決定を受けて、登録されているのであるから、原告は、本件商標について、自由に使用できる地位を有していたものであり、被告との関係で、当該に制約を受ける立場にはない。そして、被告が登録審議を申し立てたことなどの事経過にかんがみれば、原告が、平成二〇年三月二七日、被告に対し、本件商標に関する事業を日本において協力して実施する可能性の有無を打診し、被告がこれに応じない場合には他社と手を組むことをほのめかすファクシミリの書簡を送付したとしても、直ちに不正な動機があることを示したものとはいえない。

したがつて、上記のファクシミリを送したことに基づいて、原告が、引用商標著名性、顧客吸引力等にただ乗りする意用商標と類似すると解する余地のある中

前記のとおり、本件商標と引用商標は、その外観において著しく異なり、且つ呼、觀念において類似せず（前記二）、したがつて、引用商標は、本件商標の出願時及び登録審決時においても、相當程度に多數の登録者・取引者に知られてはいたとはいえが、必ずしも、著名性が高いとまではいえない（前記二）。

そうすると、本件商標と引用商標の類似性の程度、引用商標の周知著名性及び独創性の程度や、本件商標の指定商品等と引用商標が使用されている商品等との関連性の程度、需要者及び取引者の共通性その他の他商標の実情などに照らし、指定商品等の需要者及び取引者において普通に払われる注意力を基準として、総合的に判断するならば、本件商標は、その指定商品等に使用したときに、その商品等が被告の業務に係る商品等であると誤信させるおそれがある（狭義の混同）商標であるとは認められず、また、その商品等が他人との間にいよいよ親子会社や系列会社等の緊密な営業の関係又は同一の表示による商品化グループに属する関係にある営業上の業務に係る商品等であると誤信させるおそれがある（広義の混同）商標であるとは到底いえない。したがつて、本件商標は、四条一項一五号にいう「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」には該当しないというべきである。

(2) 原告が本件商標登録をした動機等について

審決は、原告と被告との関係、本件商標に対する登録異議の申立て等についての在

商標を使用した点について検討すると、我が国において中国商標を使用した事実は認められないから、中国商標の使用をもつて、本件商標が、我が国における引用商標の著名性、顧客吸引力等にただ乗りするものであるということはできない。仮に、原告が我が国において、引用商標と類似する商標を使用し、被告の業務に係る商品と混同を来た場合には、五三条一項によつて、本件商標の取消審判を請求することによって救済が図られる筋合いである。

ウ 小括

以上のとおり、原告が本件商標を出願し、登録したことにより、我が国における引用商標の著名性や顧客吸引力等にただ乗りするものであることが容易に推認されることはいえず、審決の判断は、採用することができない。その他、本件商標が四条一項五一号に該当すると認めるに足りる証拠はない。

六 結論

以上によれば、本件商標が四条一項五一号に該当するとの審決の判断には誤りがある。そして、審決は、本件商標が四条一項五一号に違反して登録されたものであることを理由として、その登録を無効としたものであるから、上記の判断の誤りは、審決の結論に影響を及ぼすものである。

よつて、原告主張の取消事由は理由があるから、審決を取り消すこととし、主文のとおり判決する。

涉渉経過にかんがみれば、原告は、被告の存在と引用商標の継続的使用を熟知しており、本件商標のワニ図形が引用商標のワニの図形と類似性が高いことなどを勘案すると、本件商標は、我が国における引用商標の著名性、顧客吸引力等にただ乗りするものであることが容易に推認されるとして、本件商標は、四条一項一五号に該当する旨判断するので、その点についても、念のため判断する。

ア 事実認定

原告と被告との関係、本件商標に対する登録異議の申立て等についての交渉経過、原告の商標の使用について、次の事実が認められる。

(ア) 原告と被告との関係

前記三(1)のとおり、引用商標一は、原告(リー社)が有していたものであるが、被告は、原告から、同商標に係る使用許諾を受け、その後、独占的通常使用権の許諾、専用使用権の設定を受け、さらに、引用商標一の譲渡を受けたものである。

(イ) 本件商標に対する登録異議の申立て等についての交渉経過

原告と被告の間には、本件商標に対する登録異議の申立て等に先だって、次のような交渉経過等があつたことが認められる。

原告は、本件商標出願前の平成一三年(2001年)九月五日、被告に対し、ファクシミリの書簡により、本件商標に対し登録異議の申立てをしないよう要請したが、これに対し、被告は、直ちに回答することはなかつた。そこで、原告は、平成一三年九月二十五日、本件商標を出願した

△「ビデオカセットレコード」
ンデックスと電子番組ガイド
の組み合わせ」の発明（方法
の発明）に係る特許権の侵害
訴訟において、クレームの文
言及び明細書の記載から、同
特許発明については「記録さ
れた番組の位置」に係る情報
を表示することが必要である
と解釈したことが必要である

CARTELO

番組を選択するに当たり、①「記憶媒
体に記録された複数の番組のディレク
トリ」と②「複数の情報提供者から
放送される複数の番組のディレク
トリ」の二つのディレクトリをそれぞれ
生成した上、①又は②を、(a)「放送さ
れる番組の内の一つからの番組」又は
(b)「記録された番組内の一つから
の番組タイトルを目立つようにさせて
これを表示し、(ただし、本件特許の出願経
過から、「①+(a)」「②+(b)」の組合
せも本件特許発明の技術的範囲に含ま
れるか否か、当事者間に争いがあ
る。」さらに、右①の内、任意の一つ
の番組タイトルを目立つようにさせて
これを検索し、この検索された番組
を表示していた番組(a)又は(b)
と置き換えるというものである。



と置き換えるというものである。
二 Yが製造、販売するHDD(ハ
ードディスクドライブ)レコード
(以下「被告製品」という。)は、テ
レビと接続して使用するものであり、
リモコンの「モード」ボタンを
押すと、テレビ画面上に「見ながら番
組選択」画面が表示され、同画面中の
「今のお番組」のタブを選択すると、現
在放送されている番組の情報(電子番
組表)が表示される。また、「見なが
ら番組選択」画面中の「録画タイトル」
のタブを選択すると、被告製品の
内蔵HDDに記録された複数の番組の
タイトル及びプレイリストの一覧(録
音)が表示される。

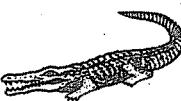
別紙五 引用商標3(抄)
商標の構成

CARTELO

別紙二 本件商標の指定商品《略》
別紙三 引用商標1(抄)
商標の構成



別紙四 引用商標2(抄)
商標の構成



別紙七 引用商標5(抄)
商標の構成



別紙八 雑誌等における広告《略》
別紙九 審決書の写し《略》



別紙六 引用商標4(抄)
商標の構成



△「ビデオカセットレコード」
ンデックスと電子番組ガイド
の組み合わせ」の発明（方法
の発明）に係る特許権の侵害
訴訟において、クレームの文
言及び明細書の記載から、同
特許発明については「記録さ
れた番組の位置」に係る情報
を表示することが必要である
と解釈した上、被告の製造、
販売するレコード(HDD
レコード)は当該情報を表
示しておらず、同特許発明の
方法を使用していないとし
て、同特許権に対する間接侵
害(特許法101条5号)の成
立が認められなかつた事例

〔特許権侵害差止等請求事件、東京地
裁平22(ワ)36145号、平22年
3月4日判決棄却(控訴)〕

一 X(米国法人)は、「ビデオカ
セットレコード」(以下「本件特許発明」
といふ)の組み合わせの発明(方法
の発明)に係る特許権を有している。
同特許発明(以下「本件特許発明」
といふ)は、テレビ技術分野に関す
るものであり、その概要是、視聴する

ことによる(平成14年法律第24号
附則三条1項。なお、同改正は、「特
許請求の範囲」を明細書から分離させ
たこと「明細書の様式の変更」に伴う
ものであり、特許法70条の内容に実
質的変更を加えたものではない。)。

かかるところ、同改正前の特許法7
〇条は、「特許発明の技術的範囲は、
願書に添付した明細書の特許請求の範
囲の記載に基いて定めなければならな
い。」(一項)、「前項の場合において
は、願書に添付した明細書の特許請求
の範囲以外の部分の記載及び図面を考
慮して、特許請求の範囲に記載された
用語の意義を解釈するものとする。」
(二項)と規定しており、「特許請求
の範囲」の記載に基づき、明細書の
「発明の詳細な説明」や「図面」を参

照して、特許発明の技術的範囲を認定
すべきことを明らかにしている。その
他、特許権侵害訴訟において特許発明
の技術的範囲を定めるに当たっては、
出願経過や公知技術(出願当時の技術
水準)も参考するものとされており、
これらの事情も総合して、対象製品又
は対象方法が特許発明の技術的範囲に
属するか否かを判断することになる
(中山信弘・特許法三九〇~三九六、
高林龍・標準特許法〔三版〕一二五
~一二九、高部眞規子・実務詳説 特
許関係訴訟一三八~一四四)。

本判決は、特定の特許発明の技術的
範囲が問題となつたものであり、事例
判決の域を出るものではないが、「特
許請求の範囲」の記載に基づくクレー
ム解釈の実例を示すものとして、実務
上の参考になると思われる。

なお、本件の関連事件として、Xの
関連会社(米国法人)がYに対し、本
件特許とは別の特許権に基づき、本件
における被告製品の一部を含む製品の
製造、販売の差止め等を求めた事件
(東京地判平21・7・15最高裁H.P.)
がある。

【主文】 一 原告の請求をいずれも棄
却する。

二 訴訟費用は原告の負担とする。

三 この判決に対する控訴のための付
加期間を三〇日と定める。

【事實及び理由】 第一 請求
一 被告は、別紙被告製品目録記載(I)の
レコードを製造、販売してはならない。

二 被告は、前項記載のレコードを廃
棄せよ。

一 被告は、別紙被告製品目録記載(I)の
レコードを製造、販売してはならない。

二 被告は、前項記載のレコードを廃
棄せよ。

画番組(一覧表)が表示されるが、各番
組が内蔵HDDのどこに記憶されてい
るかを示す位置情報(記憶位置情報)
は表示されない(なお、「録画番組一
覧表」に表示される順序は、ランダ
ム・アクセスが可能なHDD上の記録
位置とは関連性がない)。

三 本件におけるYの主張は、無効
の抗弁(特許法104条の三第一項)
も含めて多岐にわたっているが、充足
論については、本件特許発明において
は「記録された番組のディレクトリを
表示すること」が要件となっている
(構成要件D)ところ、被告製品につ
いては「記録された番組のディレクト
リ」に含まれる「記録された番組の位
置」(構成要件B)に関する情報が表
示されないから、本件特許発明に係る
方法を使用するものとはいえないので
はないかが争点の一つとされた。

本判決は、本件特許発明の構成要件
Bによれば、「記録された番組の前記
ディレクトリ」には、「記録された番組の
位置」(構成要件D)において、このよう
な「記録された番組の前記ディレクト
リ」と二者別一的に表示されるとい
うのであるから、これらの文言からさ
れば、「記録された番組のタイトル」
と「記録された番組の位置」に係る情
形

報がそのまま表示されるものと解する
のが相当であり、かかる解釈が明細書
の記載や図面にも合致するとした上、
「記録された番組の位置」に関する情
報を表示しない被告製品は、本件特許
発明に係る方法を使用しているとは認
められないとして、本件特許権に対す
る間接侵害(特許法101条5号)の成
立を否定した。

四 本件特許は平成九年に我が国の
特許庁に出願されたものであり、本件
特許発明の技術的範囲は、平成14年
法律第二四号による改正前の特許法七
〇条が規定する手法により定められる
ことになる(平成14年法律第二四号
附則三条1項。なお、同改正は、「特
許請求の範囲」を明細書から分離させ
たこと「明細書の様式の変更」に伴う
ものであり、特許法70条の内容に実
質的変更を加えたものではない。)。

かかるところ、同改正前の特許法七
〇条は、「特許発明の技術的範囲は、
願書に添付した明細書の特許請求の範
囲の記載に基いて定めなければならな
い。」(一項)、「前項の場合において
は、願書に添付した明細書の特許請求
の範囲以外の部分の記載及び図面を考
慮して、特許請求の範囲に記載された
用語の意義を解釈するものとする。」
(二項)と規定しており、「特許請求
の範囲」の記載に基づき、明細書の
「発明の詳細な説明」や「図面」を参

照して、特許発明の技術的範囲を認定
すべきことを明らかにしている。その
他、特許権侵害訴訟において特許発明
の技術的範囲を定めるに当たっては、
出願経過や公知技術(出願当時の技術
水準)も参考するものとされており、
これらの事情も総合して、対象製品又
は対象方法が特許発明の技術的範囲に
属するか否かを判断することになる
(中山信弘・特許法三九〇~三九六、
高林龍・標準特許法〔三版〕一二五
~一二九、高部眞規子・実務詳説 特
許関係訴訟一三八~一四四)。

本判決は、特定の特許発明の技術的
範囲が問題となつたものであり、事例
判決の域を出るものではないが、「特
許請求の範囲」の記載に基づくクレー
ム解釈の実例を示すものとして、実務
上の参考になると思われる。

なお、本件の関連事件として、Xの
関連会社(米国法人)がYに対し、本
件特許とは別の特許権に基づき、本件
における被告製品の一部を含む製品の
製造、販売の差止め等を求めた事件
(東京地判平21・7・15最高裁H.P.)
がある。

【主文】 一 原告の請求をいずれも棄
却する。

二 訴訟費用は原告の負担とする。

三 この判決に対する控訴のための付
加期間を三〇日と定める。

【事實及び理由】 第一 請求
一 被告は、別紙被告製品目録記載(I)の
レコードを製造、販売してはならない。

二 被告は、前項記載のレコードを廃
棄せよ。